

登別市介護予防・日常生活支援 総合事業について

住民説明会

平成29年2月13、15、17日

登別市保健福祉部高齢・介護グループ

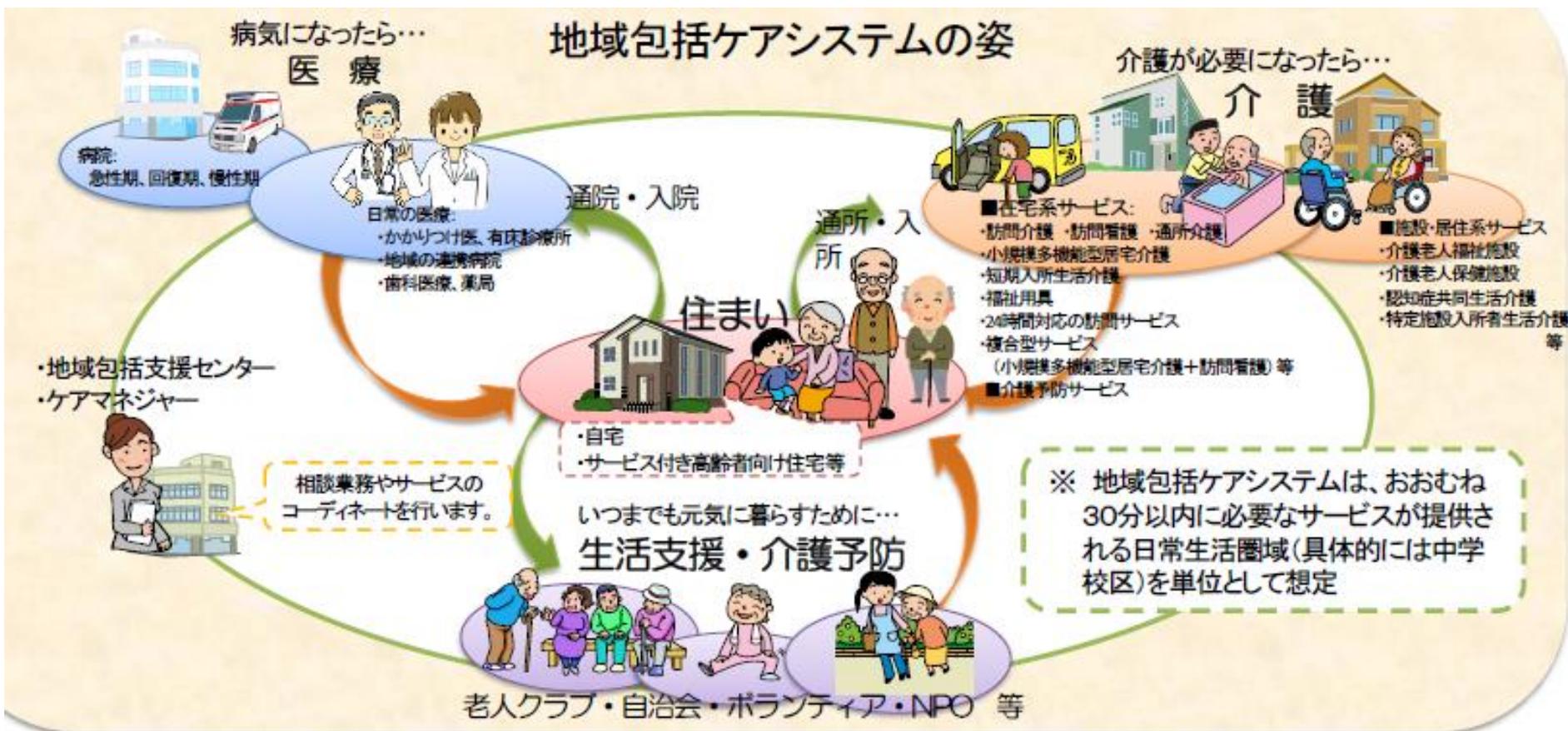


本日の要点

- 1 国が示す介護予防・日常生活支援総合事業の概要
- 2 平成29年度に実施する登別市介護予防・日常生活支援総合事業

1 国が示す介護予防・日常生活 支援総合事業の概要

地域包括ケアシステムの構築について



地域包括ケアシステムの捉え方



- 自分のことを自分でする
- 自らの健康管理(セルフケア)
- 市場サービスの購入



- 当事者団体による取組
- 高齢者によるボランティア・生きがい就労



- ボランティア活動
- 住民組織の活動

- ボランティア・住民組織の活動への公的支援



- 介護保険に代表される社会保険制度及びサービス



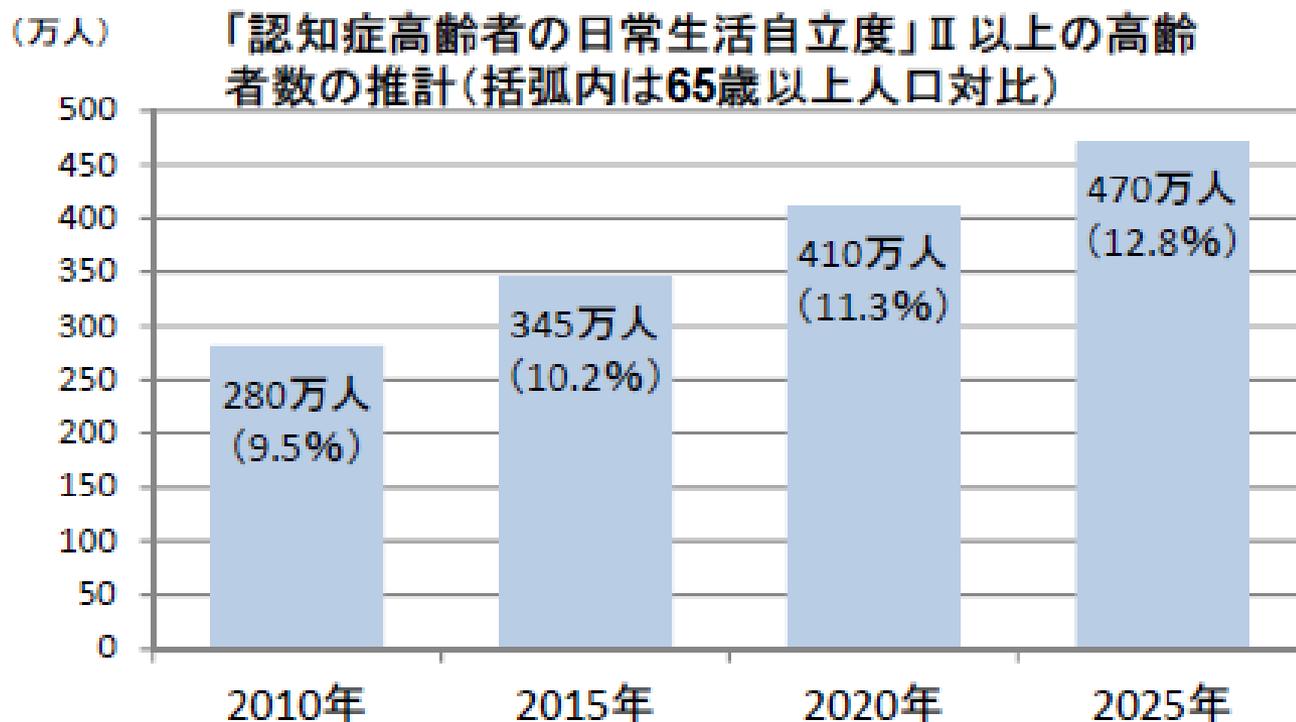
- 一般財源による高齢者福祉事業等
- 生活保護
- 人権擁護・虐待対策

今後の高齢者人口の見通しについて

- ① 65歳以上の高齢者数は、2025年には3,657万人となり、2042年にはピークを迎える予測(3,878万人)。また、75歳以上高齢者の全人口に占める割合は増加していき、2055年には、25%を超える見込み。

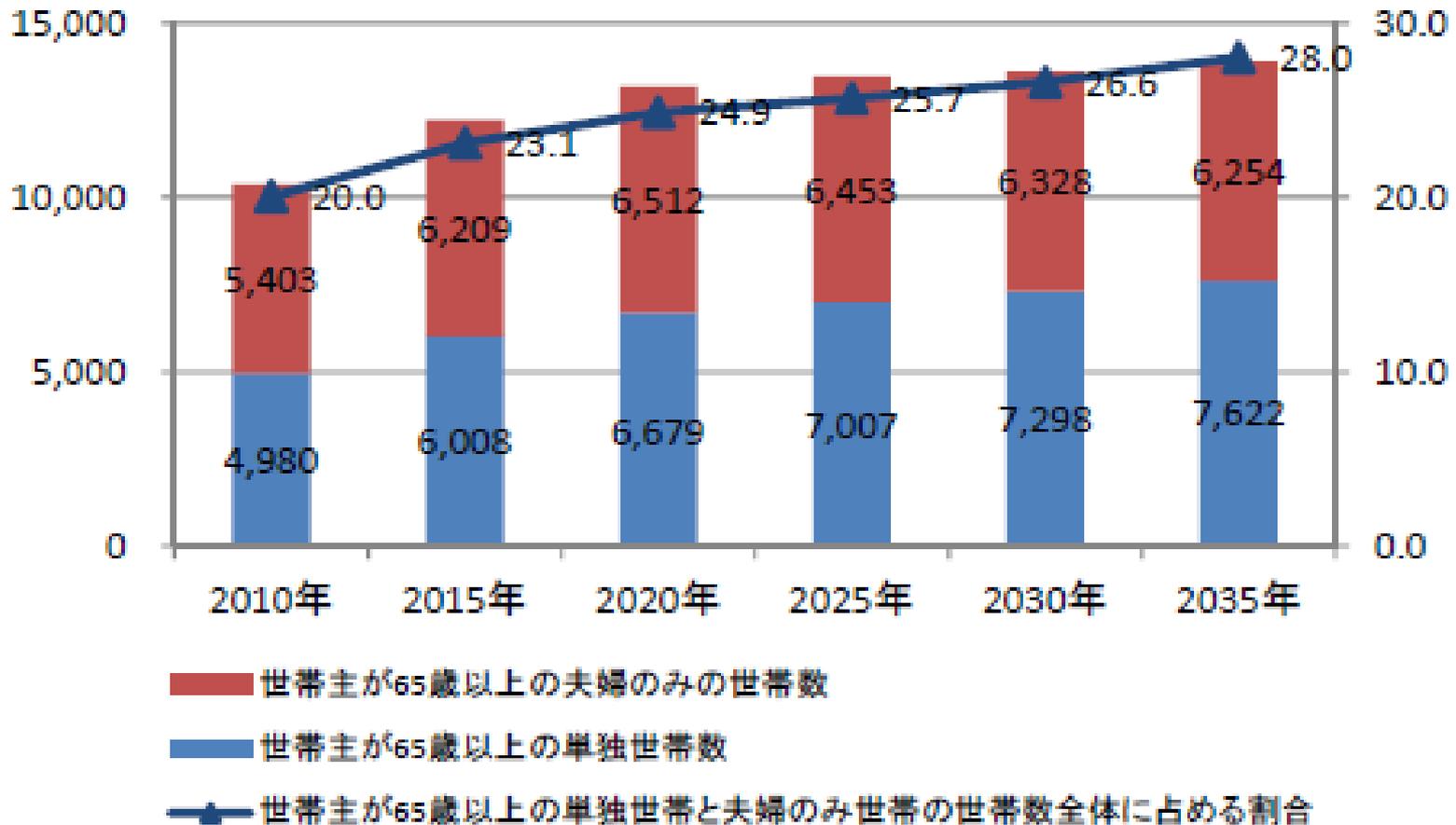
	2012年8月	2015年	2025年	2055年
65歳以上高齢者人口(割合)	3,058万人(24.0%)	3,395万人(26.8%)	3,657万人(30.3%)	3,626万人(39.4%)
75歳以上高齢者人口(割合)	1,511万人(11.8%)	1,646万人(13.0%)	2,179万人(18.1%)	2,401万人(26.1%)

- ② 65歳以上高齢者のうち、「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の高齢者が増加していく。

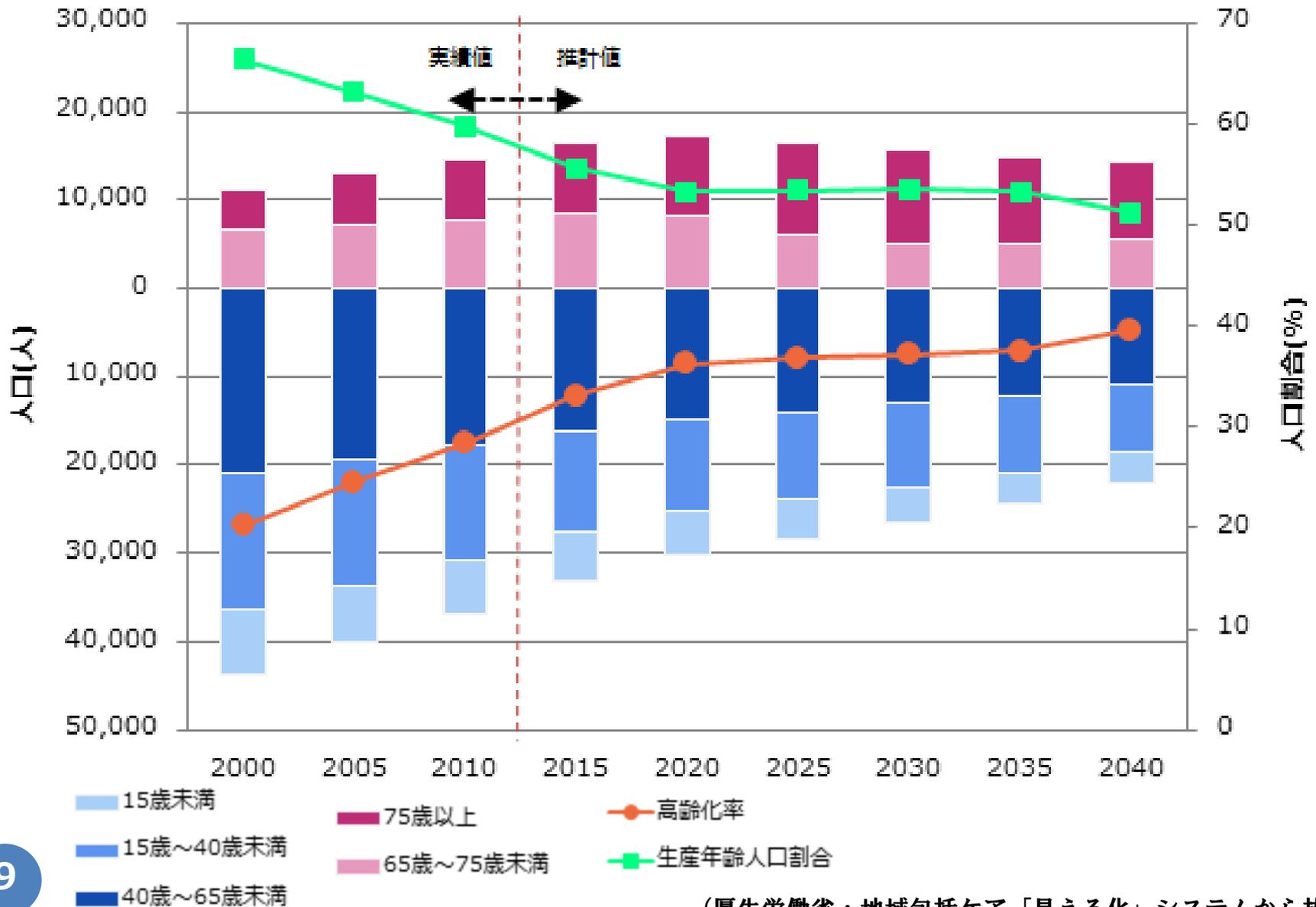


③ 世帯主が65歳以上の単独世帯や夫婦のみの世帯が増加していく。

(1,000世帯) 世帯主が65歳以上の単独世帯及び夫婦のみ世帯数の推計 (%)

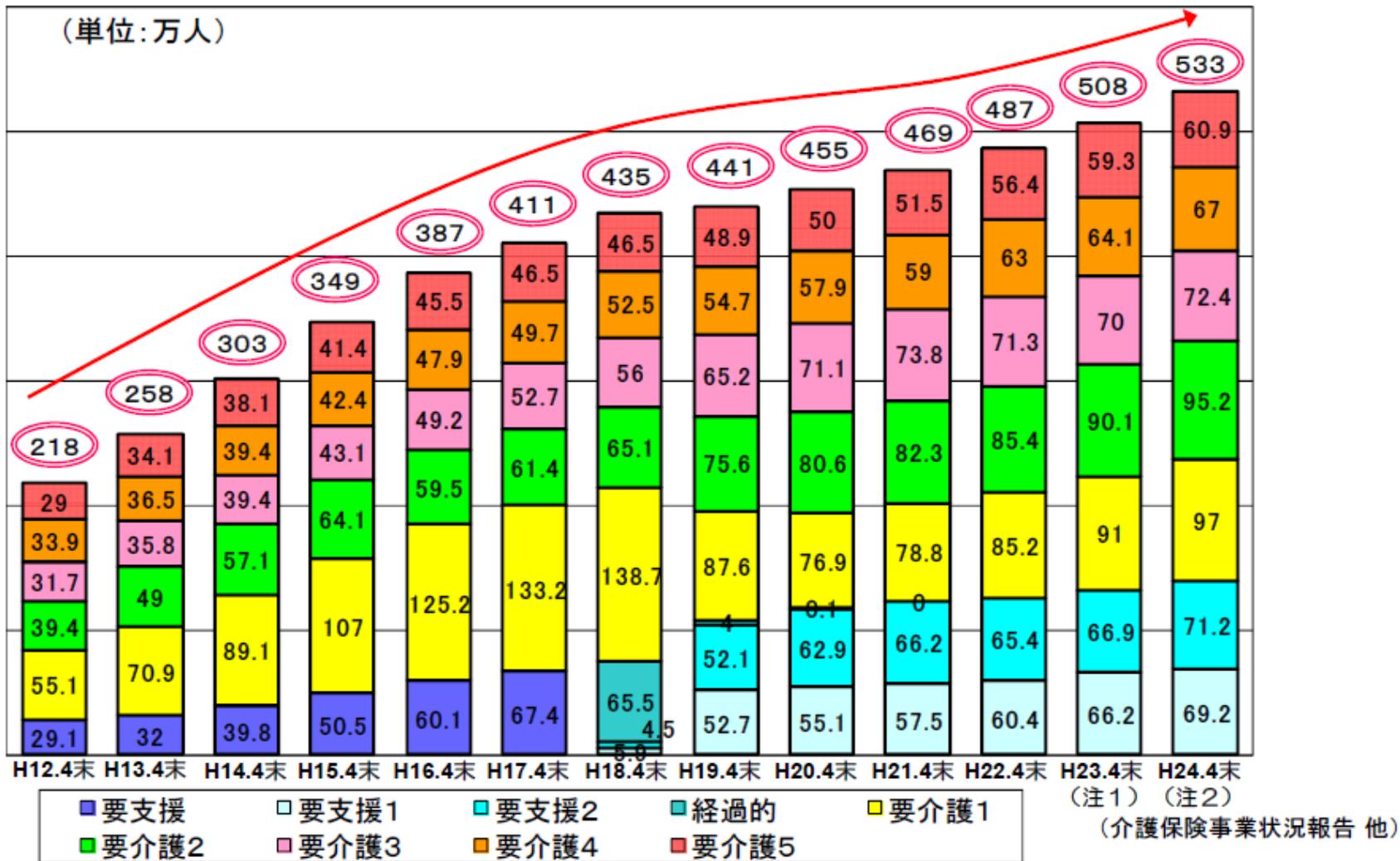


登別市の人口の推計

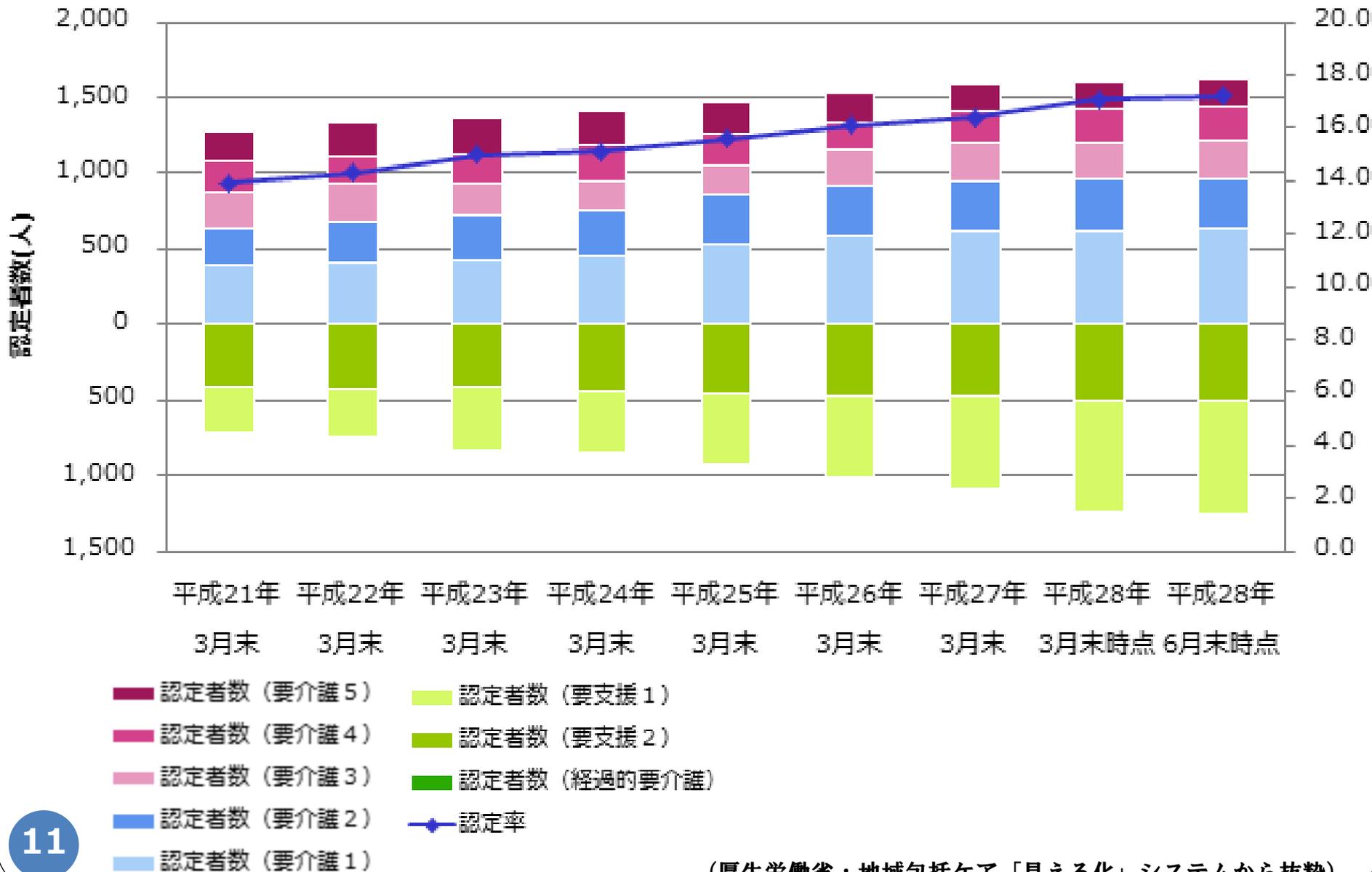


要介護度別の認定者数の推移

要介護（要支援）の認定者数は、平成24年4月現在533万人で、この12年間で約2.44倍に。このうち軽度の認定者数の増が大きい。また、近年、増加のペースが再び拡大。

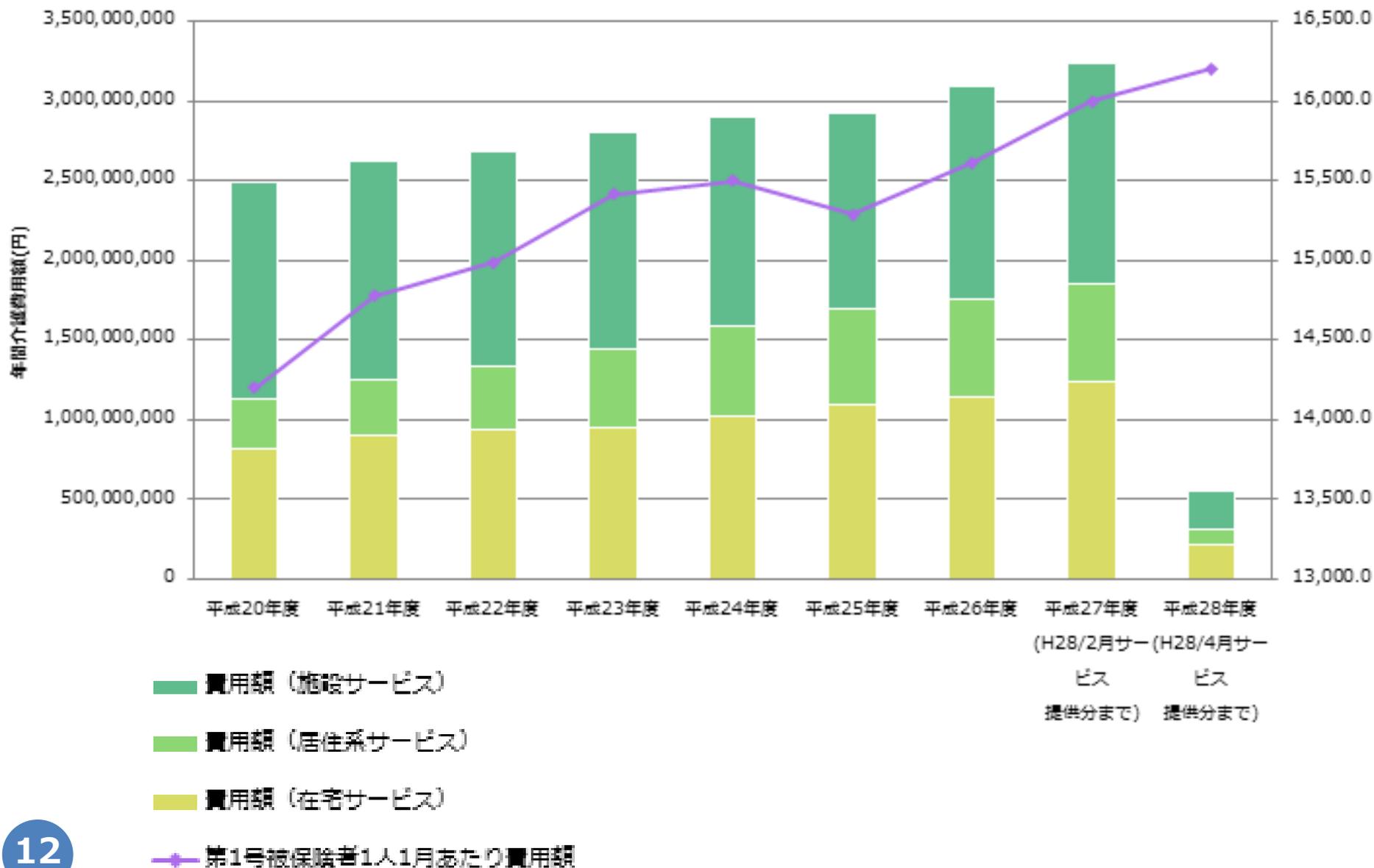


登別市の要介護（要支援）認定者数、認定率の推移



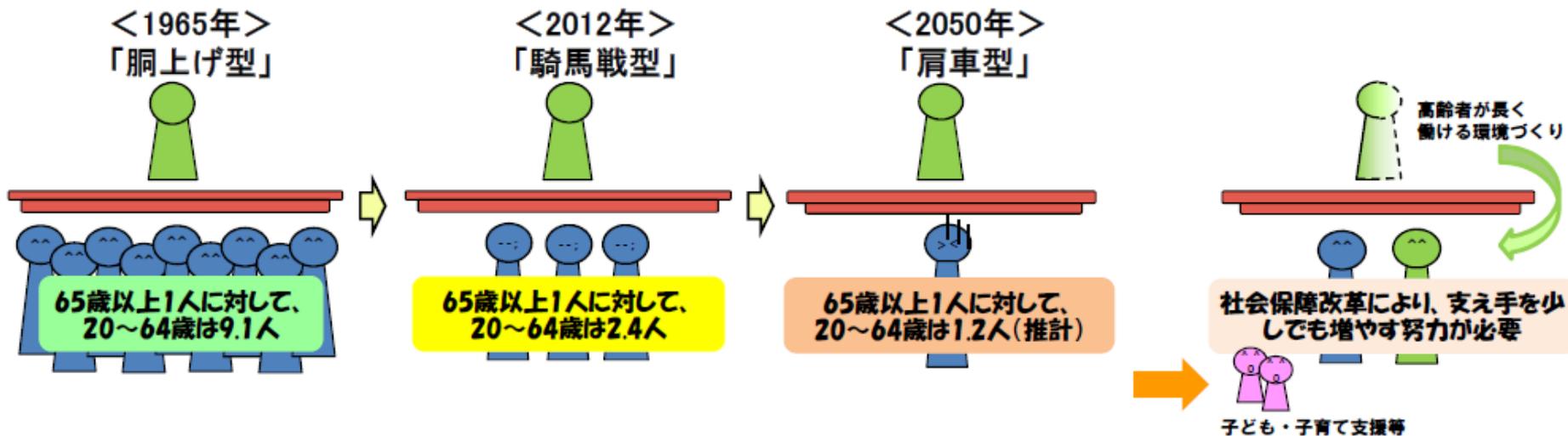
(厚生労働省：地域包括ケア「見える化」システムから抜粋)

登別市の介護費用額の推移



「肩車型」社会へ

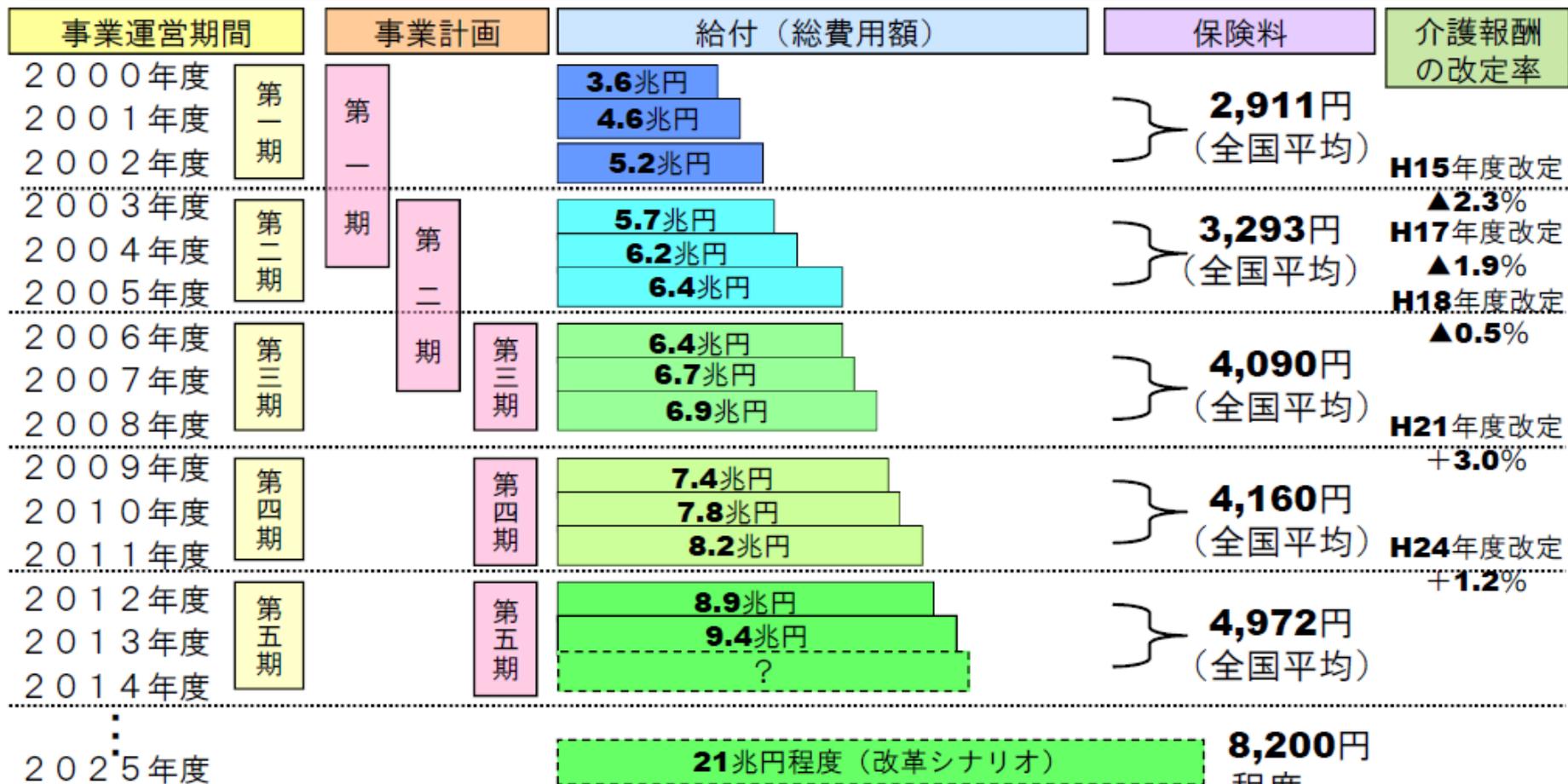
今後、急速に高齢化が進み、やがて、「1人の若者が1人の高齢者を支える」という厳しい社会が訪れることが予想されています。



人口(万人)・構成比	1965年	2012年	2050年
65歳以上	623 (6.3%)	3,083 (24.2%)	3,768 (38.8%)
64歳以下 20歳以上	5,650 (56.9%)	7,415 (58.2%)	4,643 (47.8%)
19歳以下	3,648 (36.8%)	2,252 (17.7%)	1,297 (13.4%)
1年間の 出生数(率)	182万人 (2.14)	102万人 (1.37)	56万人 (1.35)

介護給付と保険料の推移

- 市町村は3年を1期（2005年度までは5年を1期）とする介護保険事業計画を策定し、3年ごとに見直しを行う。
- 保険料は、3年ごとに、事業計画に定めるサービス費用見込額等に基づき、3年間を通じて財政の均衡を保つよう設定される。（3年度を通じた同一の保険料）



※2010年度までは実績であり、2011～2012年は当初予算、2013年は当初予算(案)である。
 ※2025年度は社会保障に係る費用の将来推計について(平成24年3月)

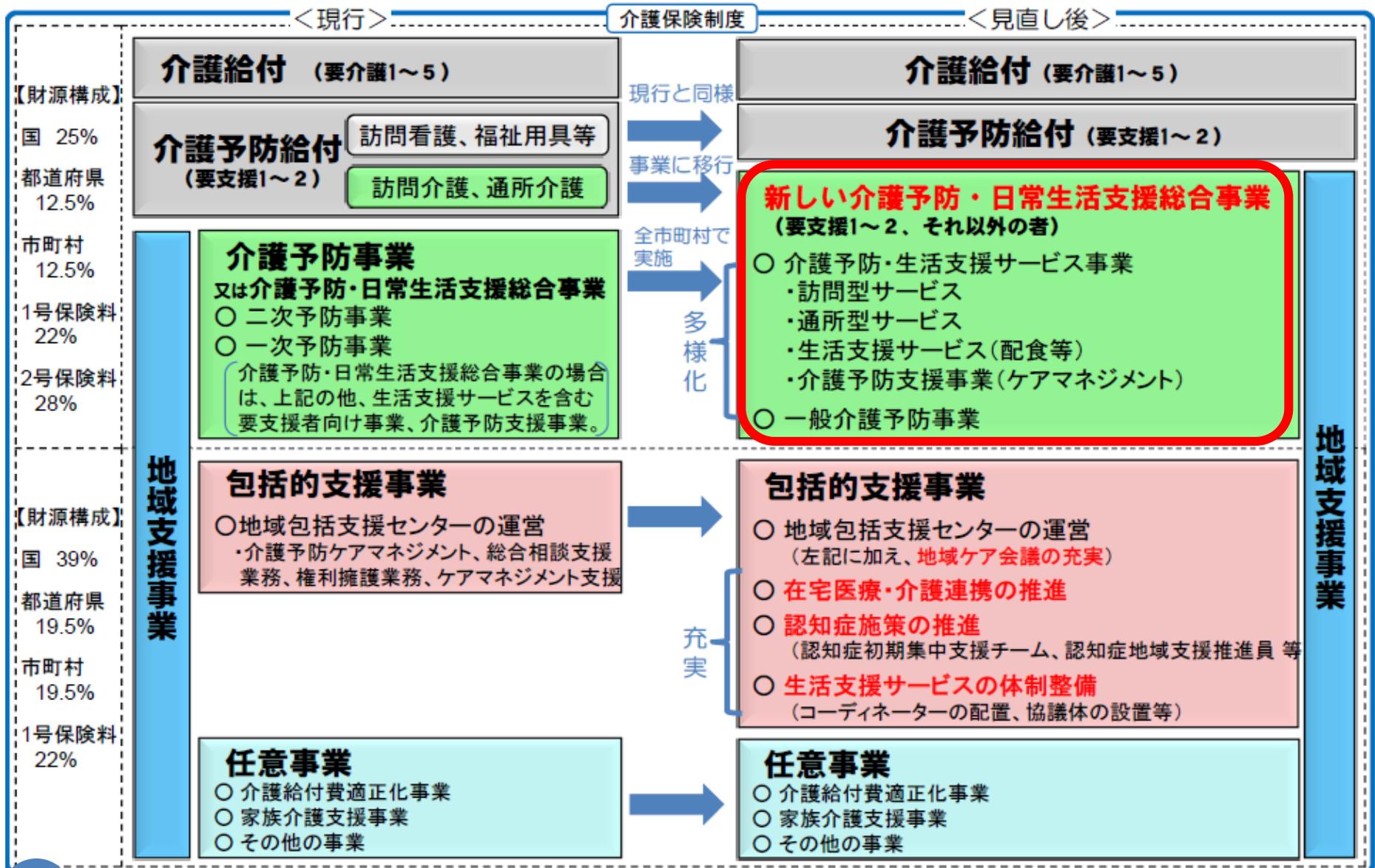
※2012年度の賃金水準に換算した値

登別市の第1号被保険者の保険料基準額の推移

第1号被保険者の保険料基準額（月額）の推移は下表のとおりです。

年度	全国平均	登別市
平成12～14年度	2,911円	2,965円
平成15～17年度	3,293円	2,965円
平成18～20年度	4,090円	3,500円
平成21～23年度	4,160円	3,300円
平成24～26年度	4,972円	3,500円
平成27～29年度	5,514円	3,700円

【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



介護保険制度の改正内容

平成29年3月末まで

平成29年4月1日から

介護サービス
(要介護1～5)

介護予防サービス
(要支援1、2)

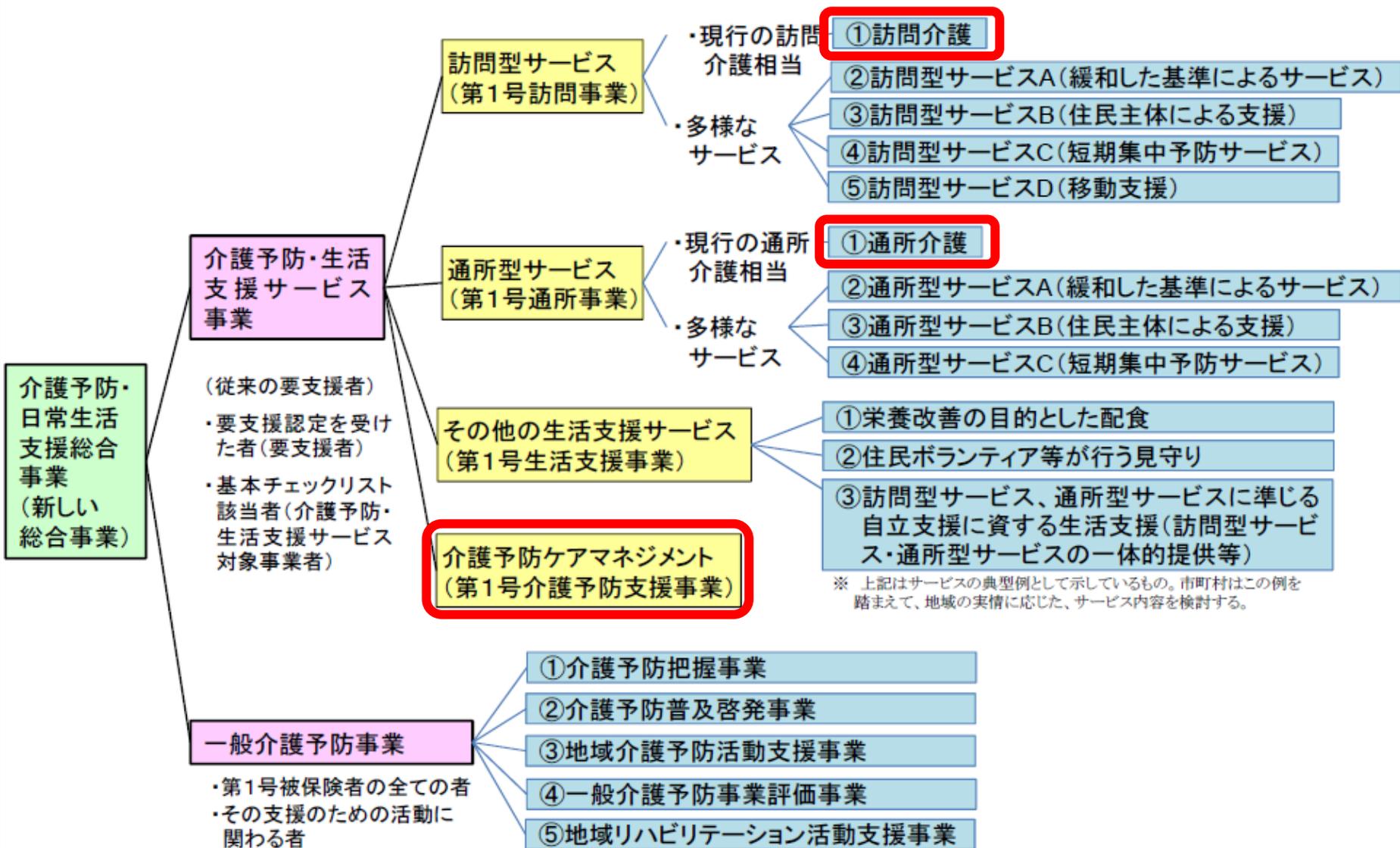
福祉用具貸与、訪問看護、通所リハビリテーションなど

介護予防訪問介護 (ホームヘルプサービス)
介護予防通所介護 (デイサービス)

現行と
変更ありません

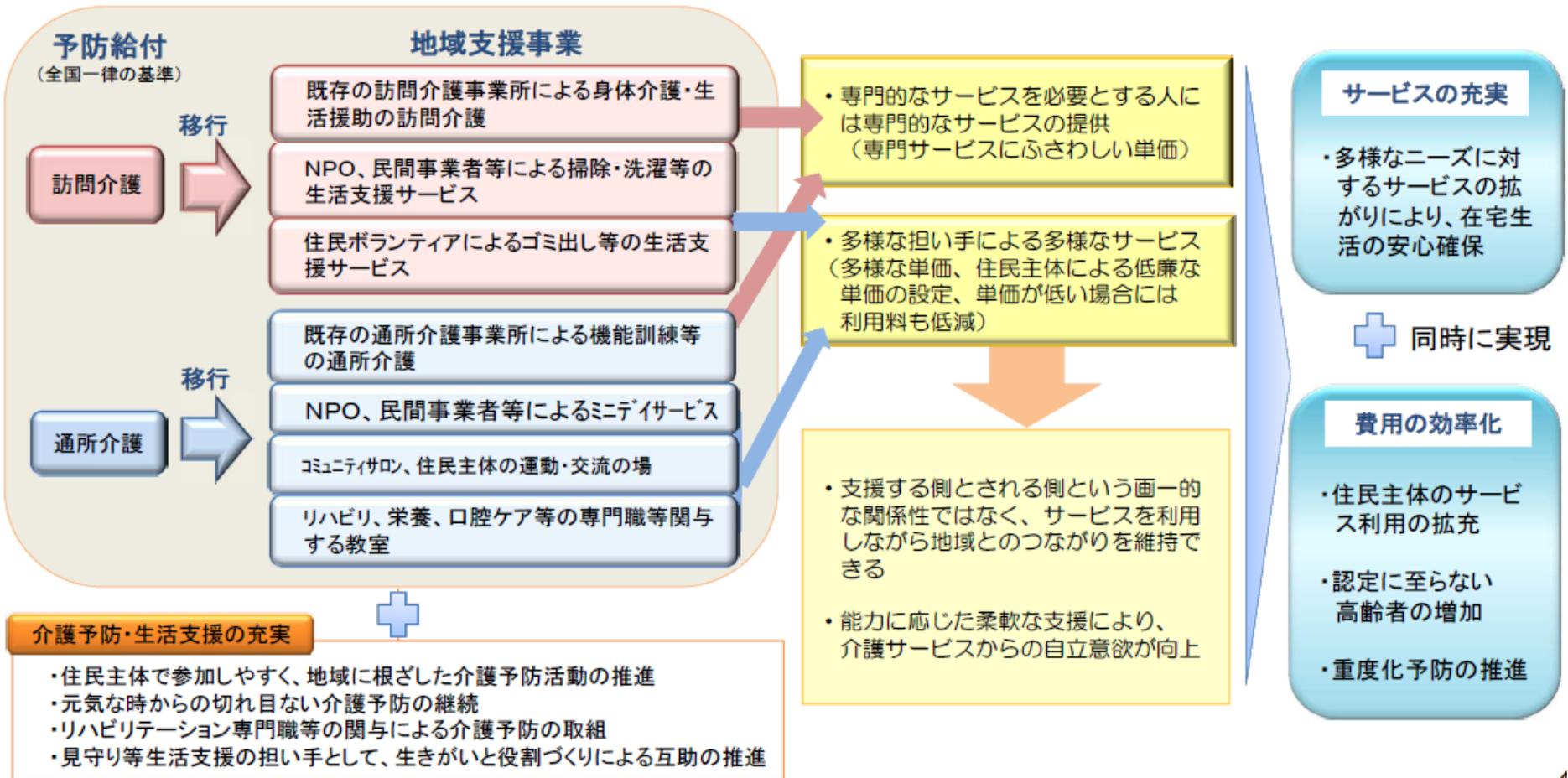
総合事業
訪問型サービス
通所型サービス

【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



※ 上記はサービスの典型例として示しているもの。市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

【参考】総合事業と生活支援サービスの充実



総合事業の背景：ニーズの増大と担い手の減少

- ◆ 団塊の世代が75歳を向える2025年には、要介護リスクが高くなってくる後期高齢者（75歳以上）人口は、増加し続けるが、一方で、生産年齢（15－64歳）人口は継続的に減少し、そのギャップは拡大し続ける。
- ◆ 単に支援を必要とする高齢者の増加だけでなく、単身世帯・高齢者のみ世帯の増加により、在宅生活を支えるための生活支援ニーズは高齢者人口の増加以上に、急速に高まっていくことが予想される。
- ◆ 他方、在宅介護のニーズが増加する中で、それを支える専門職数の増加は、要介護者の増加に対応できるほどは期待できない。
- ◆ 2025年に向けた地域包括ケアシステムの構築は、増加するニーズへの対応と生産年齢人口の減少という、2つの困難な条件のもとに進めなければならない。

総合事業に求められる発想の転換

- ① **新たな担い手確保による支援・サービス量の拡大**
 - ◆ **新たな担い手が生活支援を提供**
 - ◆ **高齢者も新たな担い手として期待される**

- ② **総合事業で変わる専門職の役割**
 - ◆ **「一対一」の関係から「一対多」の関係へ**
 - ◆ **生活支援の担い手の多様化で介護人材は身体介護へ**

- ③ **時間をかけた住民主体の「地域づくり」**
 - ◆ **「サービスづくり」ではなく「地域づくり」**
 - ◆ **「お互いさま」の気持ちを具体化**

現状の課題

友人・隣人との交流



支援や介護が必要になると、友人・隣人との関係は希薄になり、支援を受ける一方向の人間関係に変化



これまでの地域との
つながりは疎遠に？

これから

専門職サービス



“お互いさまの助け合い”の輪を広げていくことで、支援や介護が必要になっても、地域社会の中から切り離されず、なじみの関係を継続できる

2 平成29年度に実施する登別市 介護予防・日常生活支援総合事業

介護保険制度の改正内容

平成29年3月末まで

介護サービス
(要介護1～5)

介護予防サービス
(要支援1、2)

福祉用具貸与、訪問看護、通所リハビリテーションなど

介護予防訪問介護 (ホームヘルプサービス)
介護予防通所介護 (デイサービス)

平成29年4月1日から

現行と
変更ありません

総合事業
訪問型サービス
通所型サービス

登別市における介護予防・生活支援サービス一覧（平成29年度）

- 1 対象者 要支援1・2
- 2 利用者負担 1割または2割
- 3 実施方法 事業所指定（現行同様の介護事業所）
- 4 訪問型サービスの内容

事業の種類	現行相当のサービス
内容	訪問介護員による身体介護、生活援助

- 5 通所型サービスの内容

事業の種類	現行相当のサービス
内容	日常生活上の介護及び機能訓練

総合事業の利用の流れ

サービスの利用を希望する65歳以上の市民の方

市高齢・介護G、地域包括支援センターへご相談ください

要介護認定の申請及び認定

要介護1～5の方

要支援1、2の方

非該当の方

指定居宅介護支援事業所

地域包括支援センター

介護支援専門員（ケアマネージャー）等が、健康状態や生活の困りごとなどを伺い、必要なサービスを決定します

介護サービスを利用
できます

介護予防サービスを利用できます

総合事業を利用できます

一般介護予防事業を利用できます

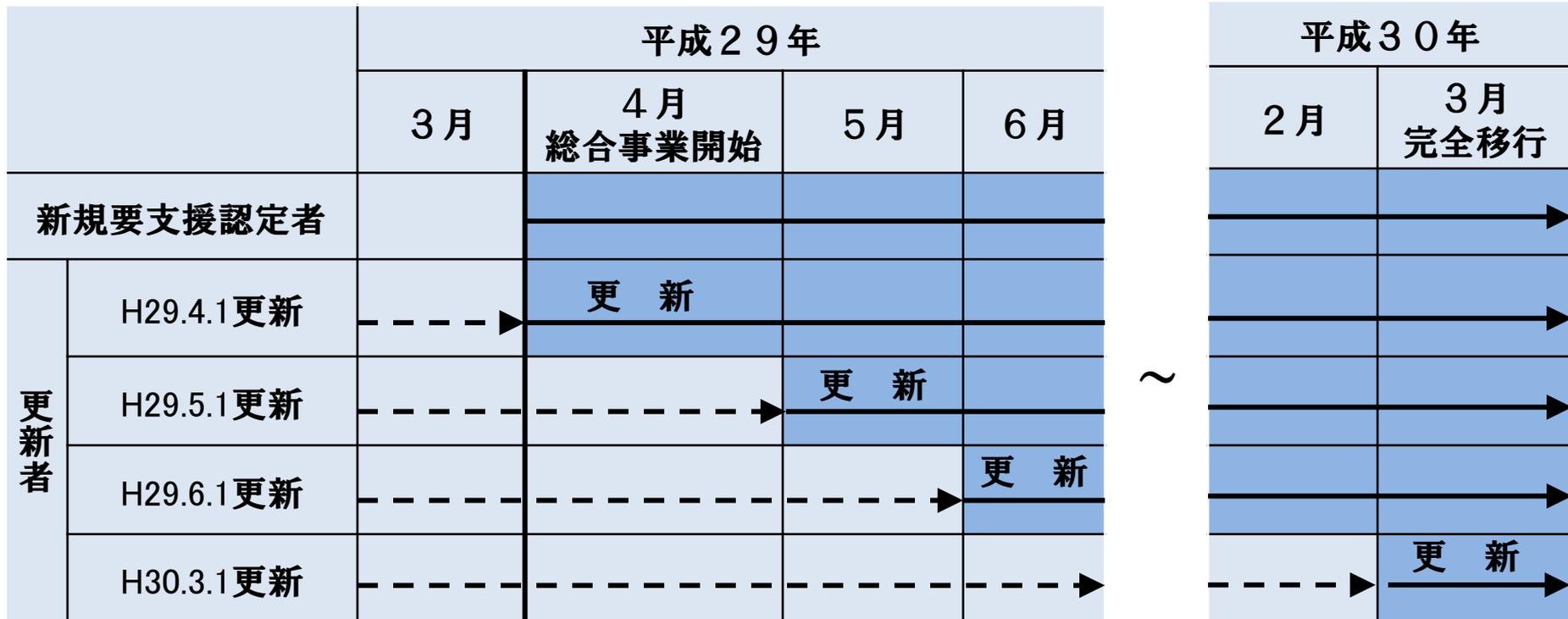
総合事業の移行時期

(1) 新規要支援認定者

- ・平成29年4月1日以降の申請時から総合事業利用開始

(2) 更新時期に要支援認定更新をした方

- ・平成29年4月1日以降の要支援認定更新時から総合事業利用開始



要介護認定有効期間の延長

平成29年4月以降は要介護認定における更新申請の有効期間が、次のとおり原則12か月（有効期限の延長は上限24か月）となります。

申請区分等	現行		平成29年4月～		
	原則の認定有効期間	認定可能な認定有効期間の範囲	原則の認定有効期間	認定可能な認定有効期間の範囲	
新規申請	6か月	3か月～12か月	6か月	3か月～12か月	
区分変更申請	6か月	3か月～12か月	6か月	3か月～12か月	
更新申請	要支援 ⇒ 要支援	12か月	3か月～12か月	12か月	3か月～24か月
	要支援 ⇒ 要介護	6か月	3か月～12か月	12か月	3か月～24か月
	要介護 ⇒ 要支援	6か月	3か月～12か月	12か月	3か月～24か月
	要介護 ⇒ 要介護	12か月	3か月～24か月	12か月	3か月～24か月

いつまでも元気で自立した生活を送るためには①

みなさんの老後の願いはどちらですか？

◆手厚い介護を受けて暮らす

◆自分のことは自分でやり、きままに暮らす

いつまでも元気で自立した生活を送るためには②

みなさんにお伺いします。

◆どんな生活を送りたいですか？

◆どんな自分になりたいですか？

いつまでも元気で自立した生活を送るためには③

- ◆家の事は自分でしたい
- ◆自分の趣味を楽しみたい
- ◆旅行にも行きたい
- ◆地域の集まりには参加したい
- ◆孫の結婚式に出たい
- ◆トイレに自分でいけるようにしたい
- ◆お風呂は自分で入れるようにしたい

いつまでも元気で自立した生活を送るためには④

つまり…

いつまでも元気で、自立した生活を送りたい

そのために必要なものは何か？



介護予防です

将来、自分があるべき姿を考えるのは皆様です。

ご清聴、ありがとう
ございました。

